

1. 第2回口頭弁論

第2回の口頭弁論が奈良地方裁判所101大法廷(傍聴席70席、先着順の入場)で5月13日(金)13時15分～13時35分行われました。双方が準備書面を陳述した後、被告代理人辰巳弁護士、白井弁護士が準備書面の要旨を口頭で陳述しました。裁判官(森山さつき氏)は、当日の審理でもって弁論を終結し、判決言渡し日時を指定しようとした。即座に、佐藤弁護団長は、裁判官席に詰め寄り、余りにも拙速、乱暴な裁判のやり方に異議を申し立て、森川裁判官の忌避を口頭で申し立てました。

2回の口頭弁論で結審とは、ひど過ぎます。被告(宮内正厳さん)の申立てや、NHK主張に対する被告の反論の場もなく、一方的に裁判打ち切れることは許すことができません。通常の訴訟では、当事者の主張について、双方に反論の機会を十分に保障し、審議を尽くした上で弁論を終結し、判決がなされるものです。今回の場合、被告の「放送受信契約は有償双務契約であり、原告が放送法に違反した放送を継続している限り受信料支払いを拒む事ができる」という主張と、原告NHKの「受信料は『特殊な負担金』であり、受信料支払拒否はできない」という主張が出されたばかりで、これらの主張を噛み合わせる審議は行われていません。受信料は「特殊な負担金」との原告の主張に対して、被告に反論機会を与えることなく、弁論を終結するという強権的な訴訟指揮は、認めることができません。

被告・弁護団を支援するため奈良の会をはじめ各地の視聴者団体が封書・葉書及び署名による抗議・要請行動に取り組めます。(内容、後述)

【被告 宮内正厳さんのコメント】 「審理を尽くさない裁判官にびっくり！」

NHK 受信料裁判第2回口頭弁論に、忙しい中多くの人々が裁判傍聴に駆けつけてくださいました。心からお礼申し上げます。

裁判官は、被告である私の弁論さえさせず、突然、次回6月に結審すると発言。始まったばかりの裁判。これから被告・原告の主張を聴き審理を尽くすのが裁判所の役割ではないのか。真摯かつ誠実に欠ける裁判官の対応に怖ささえ覚えました。裁判は上級審に舞台を移すかもしれませんが、これからもご支援を宜しくお願いします。

【事務局から御お礼とお詫び】 傍聴に150余名もの大勢の方々に来ていただきましたこと御礼申し上げます。傍聴訴えのチラシに傍聴席100と書きましたが、実際は70で、事務局の確認ミスでした。半数以上の皆様には待機していただくことになり大変ご迷惑をおかけしましたことお詫び申し上げます。

2. 裁判終了後の報告集会

傍聴者および傍聴席の制約で待機いただいた80名以上の方々の参加を得て、13時40分～14時15分 県文化会館(裁判所の東隣)広場で報告集会を開催しました。

佐藤 真理弁護団長、醍醐聡さん(NHKを監視・激励する視聴者コミュニティ共同代表)、被告 宮内正厳さん



佐藤弁護団長からは、当面の闘いの方針について、弁護団としては強権的な訴訟指揮をした担当裁判官の忌避を申し立てることが表明されました。併せて奈良地裁に対する抗議・請願活動（封書、葉書、署名）が提起されました。

NHK の主張する「受信料は『特殊な負担金』である」ことについて質問が出され、醍醐先生から「特殊な負担金」は法律用語でも法制化された用語でもなく、行政の場で使われた用語にすぎないこと、したがって司法の場では「特殊な負担金」を根拠に判断するべきではないことが明らかにされました。

3. 奈良地方裁判所宛要請・抗議

裁判所で裁判官忌避申し立ての審議が行われる5月20日迄に届くよう、下記の活動を行います。急な取組みですが、よろしく願い申し上げます。

(1) 封書、葉書

宛先（宛先は、連名でもどちらか一方でもよい。）

〒630-8213 奈良市登大路町35 奈良地方裁判所

合議体 御中

裁判官 森川さつき 殿

本文例（下記文案を参考に作成いただき、5月19日までに投函して下さい。）

NHK受信料請求裁判は、5月13日の第2回口頭弁論終了直前、裁判官は、今回でもって結審し、判決言渡し日時を指定しようとしたが、被告本人の弁論、原告NHK主張に対する被告側の反論が行われていない段階での不意打ちのような弁論終結で、乱暴、拙速の極みです。

つきましては、審理が尽くされておられませんので、丁寧に裁判を指揮し、当事者の主張について、両当事者に反論を十分に行わせ、審理が尽きた段階で弁論を終結されるよう強く要請します。

(2) 署名： 「森川さつき」担当裁判官の訴訟指揮に抗議し、 回避・忌避を求める請願署名

別紙署名用紙を添付します。恐縮ですが、それぞれでダウンロード、印刷して署名集めをお願いします。5月20日までに集まった署名を、奈良地方裁判所に届けます。集めていただいた署名は、下記宛に郵送をお願いいたします。

〒635-0835 奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台 17-2

齋藤 紀彦 TEL：0745-55-6176（携帯 090-5675-5049）

【ご参考】

- ・回避：訴訟手続上、裁判官または裁判所書記官がみずから除斥または忌避の原因があると認めた場合、みずから職務の執行を辞退すること。
- ・忌避：裁判官または裁判所書記官に職務執行の公正さが疑われる場合に、当事者（弁護人）からのその事件につき職務を執行させないようとの申し立てに基づいて職務執行から排除すること。

4. 裁判支援カンパ

カンパ総額（弁護士費用）の目標を“50万円ないし100万円”とし、昨年12月下旬以降、取組んで参りました。直近の実績（2016年5月13日現在）は、110万円に達し、多くの方々のご支援により、目標を超過達成することができました。

ご協力いただきました皆様に厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。